



自主避難者に対する  
住宅の無償提供の  
打ち切り方針、  
「帰宅困難区域」を除く地域の  
避難指示解除方針、  
避難慰謝料の打ち切り方針…  
政府と福島県の  
相次ぐ被害者切り捨てを  
許してはなりません！

# 福島原発 さいたま訴訟



## 7/1 (水)

### 第6回口頭弁論

## ぜひ傍聴に来てください！

### 14時30分開廷

☞ 終了後 **報告集会、懇親会** があります (17時まで)

会場: 埼玉総合法律事務所3階会議室 (地裁より徒歩3分)

さいたま地裁 101号法廷 (JR浦和駅西口より徒歩10分)

\* 傍聴希望の方は、14:00までに地裁B棟前にお越し下さい

●4月22日の第5回期日では、42席の傍聴席を満席にすることができました！心から感謝いたします。

第5回期日において原告弁護団は、国が、みずから作成した一般国民向けの省庁指針より低い東電らの津波設定をそのまま認め、対策を怠り、その結果取り返しの付かない原発災害を引き起こしました責任を、克明に論証し追及しました。

●2015年6月1日現在、全国18の裁判所で福島原発事故についての損害賠償請求訴訟が行われ、原告の数は、これら全国の訴訟を合わせると、のべ1万人を超えています。福島原発事故は、東京電力という独占事業者が、その事業活動として行っていた原子力発電所の運転の過程において、有害物質である放射性物質を大量に環境中に放出し、広範囲にわたる環境汚染をもたらした事故であって、史上最大の大規模公害事件のひとつです。福島原発事故について十分な金銭賠償が行わなければならないことは当然ですが、全国で提訴されている多くの訴訟が目標として掲げるのは、これだけではありません。

すなわち、福島原発事故のような環境汚染を二度と起こさないようにすること、放射性物質と除去することによって環境を回復すること、被ばくによる健康被害対策、被害者の生活回復のための支援などもまた、訴訟の重要な目的です。

●被害者への賠償も終了せず訴訟が継続している段階での政府や県の福島原発事故「収束」方針を、決して許してはなりません。

事故から4年が経過した現在、被害者の方々の状況が好転しているとはとても言えないのが現状です。私たちは、訴訟と通じて、国及び東京電力の事故の責任を明らかにし、被害者に対して十分な損害賠償を実現すると同時に、国と電気事業者に対し二度と同じような事故が繰り返されないよう再発防止策を徹底させたいと考えています。

これからも応援のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会

支援する会の  
年会費は一口1,000円。  
カンパもぜひ！

会員  
募集中!!



会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り、深謝いたします。  
お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う報告会の会場費などに使用させていただいております。  
これからも支援の輪を広げるべく、頑張っ行ってきたいと思いますので今後共々どうぞ宜しくお願いいたします

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を  
明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。(口座番号: 00130-7-550500 郵便振替口座名: 福彩支援)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。  
☞ 振込先銀行名: ゆうちょ銀行 / 金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店 (ゼロイチキューテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0550500

※個人情報適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 ウェブサイト <http://fukusaishien.com/> 電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582